

令和6年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和6年9月25日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年9月25日 午後1時15分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発議第8号 | 中瀬修議員の資格決定の件について |
| 日程第2 | 議案第34号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第35号 | 川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第36号 | 川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について |
| 日程第5 | 議案第37号 | 町道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第38号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第7 | 議案第40号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第8 | 議案第41号 | 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第42号 | 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第43号 | 令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第44号 | 令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第45号 | 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第46号 | 令和6年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第47号 | 令和6年度川南町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第39号 | 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 認定第 1号 | 令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 2号 | 令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 3号 | 令和5年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第19 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第20 | | 川南都農衛生組合議員の選挙について |
| 日程第21 | | 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について |

- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について
- 追加日程
第1 発議第 9号 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議(案)
- 追加日程
第2 同意第 2号 副町長の選任について

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午後 1 時15分開会

○議長（河野 浩一議員） 皆さんこんにちは。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真、動画撮影、録音はできませんので、よろしくお願いします。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「発議第8号中瀬修議員の資格決定」の件を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、中瀬修議員の退場を求めます。

田中宏政議員から、中瀬修議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。要求書の写しはお手元にお配りしてあるとおりであります。

提出者からの説明を求めます。

○議員（田中 宏政議員） 資格決定要求書。次の議員が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう、別紙証拠書類を添え、会議規則第99条の規定により要求します。

1、議員の氏名、中瀬修。

2、理由、中瀬修議員は、本町の介護予防事業「元気アップ事業」の委託事業先であるスタジオ楽癒風、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの取締役を、本町との契約上は、令和5年10月1日まで勤められていました。（履歴事項全部証明書によると、令和3年6月30日に退任したと令和5年8月2日に登記されております。）

その後、令和5年10月2日から現在に至るまでは、中瀬議員の配偶者が、代表者として本町との委託事業契約を締結されておりますが、中瀬議員が実質的経営者として深く経営に関与し、影響力を維持していると考えられます。

また、令和5年度の売上げは元気アップ事業費376万円となっており、これらのことは地方自治法92条の2「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者（（各会計年度において、支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えないものを除く。）これは300万とされております。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となることができない」という議員の兼業禁止の規定に抵触すると思われます。

よって、地方自治法127条第1項に定める議員の資格決定を求めるため、本町議会会議規

則に基づき資格決定要求書を提出します。

○議長（河野 浩一議員） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助寿議員） 資料何ですか、予算の何を見ますと、収入だけもう376万の売上げだけしか残っておりませんが、これだとたくさんもろたようにありますけど、これには経費が載っておりません。大体普通は売上から経費を引いたとが利益になるわけですよ。

中瀬議員がどれだけの利益を上げてこういうとを出すかわかりませんが、もう片手落ちの書類じゃないですかこれ。

○議員（田中 宏政議員） そのことに関して、特別委員会の方で、設けて、議論していただけるようお願いいたします。

○議員（小嶋 貴子議員） 田中議員に質問します。

この要求書は非常に重いものと受け止めております。

田中議員も私も議員になって1年四、五ヶ月になりますが、中瀬議員、田中議員、中村議員は学生時代のラグビーの先輩後輩だったと伺っております。議員になって、この1年四、五ヶ月の間に何が腹が立ったのかわかりませんが、田中議員が中瀬議員に対して、「こいつやるかあ」って言った言葉を聞いたことがあります。普通の主婦としては非常に胸がドキドキとするような会話だったんですが、まさかまさかとは思いますが、遺恨があって今回の要求書出されたものではないですよね。

○議員（田中 宏政議員） 私があの中瀬議員に対して「こいつやるか」って言われたの聞かれたんですか。私の記憶で一度もそういうことはないですね。いつどこで言われたのか。ちょっとお聞きしたいんですけど。正直、本当一度もそういう口を叩いたことも、そういう激しい口調で私は言った記憶は一度もないと思っております。いいですか。

○議員（米田 正直議員） 内容につきましては、特別委員会でいろいろ論議されると思いますのでそこで話をしていきたいと思いますが、なぜ今この要求書、資格決定要求書が出されたのか、もし教えていただければお願いしたいと思います。

○議員（田中 宏政議員） なぜ今かという質問ですけども、いろいろと私の方で調べて精査して、なかなかこういう法律というの、なかなかちょっとわからなかったんで、いろいろ調べてみて、こういう法律に該当するっていうのを見つけたというのか、ですけども、そういう部分があって今、今議会の会議中になったということです。

○議員（米田 正直議員） この資格決定要求書を出すための法的根拠、そういったものを調べる事前のあれが必要だったと時間が必要だったということで理解してよろしいですか。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんかね。

○議員（中村 昭人議員） この資格決定要求書について御質問です。

今、米田議員の方からもありましたけども、今回これが提案されたわけですが、これをどのようにこの自治法に触れる恐れがあるというふうに御判断、どのように気づいたのか。

それをどういった経緯で気づいたのかをお聞かせ願います。

○議員（田中 宏政議員） 6月議会において、その前に開示請求として予算の執行がどのくらいあるのかっていう確認してからの、それから準備して、今会議中になったということです。それまではいくら執行されたか、予算が組まれてたのかが、ちょっと私も把握してなかったんで開示請求をして、しっかりした金額等がわかったということになります。

○議員（中村 昭人議員） 開示請求をされて詳しい数字がわかったということですけど、選挙前に4名の連名の議員さんが出された中に元気アップ事業の言及されておまして、そこで私も何人か聞かれたんですけど「800万円とかもらってるよね」というようなことを言われて、実際そのような数字が記載されてたわけですけども。実際それ数字というのは開示請求をして金額はわかったけども、実際は数字を書いたときは、その開示請求をした前であったのかっていうことですかね。

それともう1点が、これは非常に私達委員会を設置して調べろということですけど、大変重い責任を負うことであると思います。先ほど言ったとおり内容については、特別委員会が設置されてやることであるかと思うんですけど。

ここでちょっと論点だけちょっと整理したいなと思ひまして。これを読む限り中瀬修議員は町と委託契約を結んでおりますが、この92条のくだりの中で請負をするものということがございます。その請負ということと、この委託契約、委託ということに関して、これは委託ではなく請負だというふうに思って、それを言ってらっしゃるのかということと、個人の場合の兼業規定と法人に対して「又は」という意向ですよね、同一の行為をする法人の無限責任者、ここにおいての違反ということを言われて、要するに個人の請負なのか、この法人としての会社としての請負、請負としてやはりこれは違反するのではないかということの認識で今回出されたということですかね。

要するに、これは委託ではなくやはり請負だよということをお考えで出されたのかお聞きしたいと思います。

○議員（田中 宏政議員） 最初の質問の864万円に関しては、今年度の予算になっております。860万になってます。

後者の質問に対しては、特別委員会の方で、しっかりと議論していただいて、結論付けていただけるように思います。

そこについて、正直言ひまして個人と法人と奥様と本人という形でいろいろと言葉がどうかちょっとわからないんですけども隠そう、隠蔽しようという形が見えます。登記簿を見ると、その事業を遡って開始前に退任したと社長を。ちょうどそのような記述になっております。

そのあたりを含めて特別委員会の方で、しっかりと結論付けていただけるように思います。

○議員（徳弘 美津子議員） はい、お伺いします、田中議員の方にですね。この要求書資格決定を出す前に、役場の担当課の中でも法令に詳しい人がいると思うんですね。

そういう職員にこういう確認をした上で今回の提出になっているのでしょうか。法令に詳しい職員に聞いて、委託とか請負とかいう感じを聞いて出されているのかどうか伺います。

○議員（田中 宏政議員） そのあたりを含めて、特別委員会の方で、結論付けていただけるようお願いいたします。

○議員（徳弘 美津子議員） そこにある程度の然りたる根拠があるからここまで出して、資格決定なのでこれは議員辞職を求めるという形に流れの中で委員会で決まるかどうかというのもあるんですが。

今、この川南議会というものがどのような状況かっているのは多分、皆さん御承知おきの中で、多分これを委員会でどのような結果になったときに、中瀬議員を辞職を促すという結果になったときに、3分の2の議員の同意が必要なんですね。

そこもあえてわかった上でこの資格決定要求書を出されているのでしょうか。

○議員（田中 宏政議員） 失職に関して3分の2の賛成、賛同がいるというのはわかっていて今回のこの資格決定要求書を出しております。

○議員（乙津 弘子議員） 要するに法律に反しているということなんです。私達議員、そして役場の方、特に法律を遵守しなければならないと思います。

これが最初のスタートです。

そして、聞いてたら配偶者っていうのは実は1親等ではないんです。0親等なんです。つまり一緒なんです。

これが大きいことで、それからはい…

○議長（河野 浩一議員） 乙津議員、質問事項は田中議員に対してやってください。

○議員（乙津 弘子議員） 300万円とありますが、ついこの前までは300万円ではないですね。それが聞きたいです。ついこの間までどうなんですか。

○議員（田中 宏政議員） そうですね、令和4年度に関しては300万を超えておりません。

令和5年度に関して初めて300万を超えて、それ以前に関して92条の2項に関しては、改正が令和5年3月にありまして、それまでは一切の請負ができないという法律だったんですけども令和5年の3月に改正されて、300万円まではできるというふうになっております。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ここで、中瀬議員より、自己の資格について弁明したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

中瀬議員の入場を許可します。

○議員（中瀬 修議員） このたび、田中宏政議員から、私が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、同法第127条第1項の規定により、証拠書類を添え、川南町議会会議規則第99条の規定により、資格決定の要求書が提出されましたことに対し、弁明の機会を得ましたので、発言させていただきます。

資格決定要求書の内容については、事実と異なる部分や、理由について客観的な事実ではなく、個人の主観的な意見を述べているのみで、真実ではない部分があることから、私は地方自治法第92条の2の規定には該当しないことを主張するとともに、その理由を述べさせていただきます。

まず、地方自治法第92条の2には「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負（なりわいとして行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で、当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきものをいう。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と定められており、政令で定める額は300万円とされています。

この規定の解釈においては、まず、「又は」の前と後で二つの要件が定められています。

「又は」の前においては、「当該普通地方公共団体に対し請負をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く。）及びその支配人」と、「又は」の後においては「主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人」とそれぞれ兼業禁止の要件が定められており、「又は」の前においては「法人以外」について、「又は」の後においては「法人」についてそれぞれ定められております。

簡潔に表現するならば、法人以外の場合については、当該普通地方公共団体に対し、300万円を超えて請負をする者たることができない。法人の場合については、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないとなります。

裁判例によると、この表現中、主として同一の行為をする法人とは、当該法人の業務量の主要部分が、当該普通地方公共団体に対する請負で占められている法人とされています。

これらを私と株式会社サンフューチャークリエイト、そして元気アップ事業の事例に当てはめると、まず令和5年10月1日までは、元気アップ事業について、町と委託契約を締結していたスタジオ楽癒風（法人ではありません。）の代表者、法第92条の2でいうところの支配人として、私中瀬修個人がついておりました。この期間の委託金額の総額は提出されている証拠のとおり、300万円を超えていません。

よって、法第92条の2の当該普通地方公共団体に対し、請負をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く。）には該当しません。

次に、令和5年10月2日から現在に至るまで、私の配偶者を代表とする株式会社サンフューチャークリエイイトが元気アップ事業について、町と契約を締結しています。同社の業務の主要なものは、トレーニングジムスタジオ楽癒風の運営であり、元気アップ事業については、付随する事業にすぎません。また、私は現在同社の執行権のない一社員であります。

よって、主として同一の行為をする法人及びその無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人、いずれにも該当しません。

よって、今回の件に関して、私は地方自治法第92条の2の規定に該当しないものと弁明させていただきます。

また、補足として議長宛てに提出されました資格決定要求書について申し上げますと、2、理由において、元気アップ事業について町と私が取締役である株式会社サンフューチャークリエイイトとが、令和5年10月1日まで契約を締結されていた旨記載されていますが、先に述べましたとおり、令和5年10月1日までは、株式会社サンフューチャークリエイイトではなく、法人でないスタジオ楽癒風で町と契約していたことが事実であります。

次に、令和5年度の売上げは、元気アップ事業費376万円となっておりますとありますが、先に述べたように、法人以外としての契約金額については300万円を超えていませんし、そもそも376万円の適用について、300万円を超えてはならないなどの具体的な法の規定が示されていないので、どのように議員の兼業禁止に抵触するのかが、この理由では明らかではありません。

次に、実質的経営者として深く経営に関与し、影響力を維持していると考えられますと記載されております。地方自治法第92条の2に規定する、これらに準ずべき者に該当する旨の主張であると推測しますが、客観的事実を示されることなく「考えます」と、文字とおり主観的考えを述べられているにすぎません。

先に述べたとおり、事実として私自身は、現在株式会社サンフューチャークリエイイトの執行力、責任のない一社員であり、同社の社員として、理学療法士としての資格を最大限に活用させていただいております。トレーニングジムに来られる方の体の悩みやリハビリテーション、トレーニング方法に関する相談への御助言や進言を中心に、お客様との対話を重視した業務を遂行させていただいております。

その中の一つには、元気アップ教室のフィジカルトレーナーとして参加者の前に立ち、御指導をさせていただくこともございます。

社員として指示された業務を履行することが私の使命でもあります。

よって、経営に関わる一切の権限は与えられておりませんので、要求書に記載の理由は事実無根であることを述べさせていただきます。

そもそも法人ではないスタジオ楽癒風から法人に契約を変更したことについては、令和5年度中に当該法人ではないスタジオ楽癒風としての委託契約金額が300万円を超える可能性が出てきたことで、地方自治法第92条の2の規定に該当する恐れがあるため、地方自治法第92条の2の規定に該当しないように、当該個人としての契約を解除した上で、私が形式上も実質的にも執行力及び責任を有しないよう、取締役から退いた株式会社サンフューチャークリエイトで委託契約を締結したもののなのです。

ここで議会6月定例会一般質問において田中宏政議員は「地方自治法92条2項により、議員の300万円以上の請負が禁止されている点です。現在、株式会社サンフューチャークリエイトの取締役は奥様となっているみたいですが、92条2項で請負が禁止されているものは、経営者、又はこれに準ずるものです。取締役と同等の執行力、影響力を有する場合は、兼業禁止に該当するとされています。同じような判例でも該当していましたと」発言されています。

これによると、法第92条の2の「又は」の前後を混同して解釈していることがわかります。

法人以外の場合の300万円以上の請負が禁止と主張しつつ、直後に法人である株式会社サンフューチャークリエイトについて言及しています。

また、今回の要求書においても、そもそも、「又は」の前に該当するか、後に該当するかの言及がない点、376万円の適用について説明が不足している点、主として同一の法人に該当する理由がない点などを照らし合わせますと、そもそも田中宏政議員は、法第92条の2の解釈を誤ったまま、私が地方自治法第92条の2の規定に該当するとして、資格決定要求をしている可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

資格決定要求は、選挙という民意によって選ばれた議員の資格を失わせるという極めて重要で慎重になるべきものです。このような解釈誤りや客観的証拠のない主観的考えのみで要求することは浅慮であり、絶対にあってはならないものです。

また、同議員は一般質問でも発言されていたとおり、不正、不当、不公平、不透明、違法である可能性があるとして、この事業の停止といった不当な要求を執行部に対し行っていた可能性があります。地方自治法第92条の2の規定に該当する恐れがあることを理由として、福祉課職員に対し、同法に該当するかどうかの判断を求め、また、元気アップ事業の再検討を促すような発言をしていたと聞いています。

御存知のとおり、地方自治法第127条第1項の規定により、同法第92条の2の規定に該当するかどうか、議会が決定するものです。万が一にでもありえませんが、仮に同法第92条の2の規定に該当したとしても、当該委託契約は有効なまま継続します。

それを知って故意に要求していたのか、無知であったのかはわかりかねますが、いずれにしても、議員として正しい行動と言えますでしょうか。特定の職員に義務のない事項を行わせようとするのは少なくとも不当な働きかけであり、ともすれば議員という優越的な立場

を利用したパワーハラスメントとも捉えられる可能性があります。

なお、念のため申し上げますが、元気アップ事業について、不正、不当、不公平、不透明、違法があったという客観的な根拠が示されたことはありませんし、実際にそのようなことはありません。

私は令和3年7月から川南町より業務を受託しました。開所当初は7名の参加者でスタートしました。現在は70名超の登録者にまで増えて、この事業に対し高い評価をいただいていると自負しております。参加くださる方の目的は様々ですが、主に介護予防、体力の維持向上、日々の運動不足の解消が大きな目的と認識しております。

コロナ禍頃の話になりますが、当時、参加していただいた方には大変御迷惑をおかけしたことが幾度もありました。新型コロナウイルス感染拡大の真ただ中において、様々な制限やお願いを求めながら業務を進めてきたことを、ついこの前のことのように思い出します。アルコール消毒液での手指の消毒、マスク着用での運動、人との距離を設け、会話すら制限したこともありました。このような感染防止対策を徹底し、利用者数の制限をしたことで、元気アップ教室での感染は誰一人として出すこともなく、苦難の時期を何とか乗り越えることができました。これは、参加していただいた皆様が徹底して感染予防に取り組んでいた意識の高さでもあり、事業の成果でもありました。

最後になりますが、今回、資格決定の要求書が提出され、このような弁明の機会をいただけたことにまずは感謝を申し上げます。

私は、私がスタジオ楽癒風の代表者として運営していた時期、町から委託された業務は、契約書に基づき、実直に遂行させていただきました。現時点では、私は株式会社サンフューチャークリエイトの一社員、理学療法士として本事業に関わらせていただいているだけです。解釈誤りや客観的証拠のない、主観的考えのみで要求をされても困ります。

よって、今回の件に関しては、資格決定の要求には値しないものと弁明させていただきます。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で弁明を終了いたします。

中瀬修議員の退場を求めます。

お諮りします。

議員の資格決定については、会議規則第100条の規定によって、委員会付託を省略することができないことになっております。

したがって、本件については、10人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は10人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時51分休憩

.....

午後1時52分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、資格審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時53分休憩

.....

午後 1 時53分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

中瀬議員の資格決定の件について委員長報告を求めます。

○特別会委員長（内藤 逸子議員） 委員会室にて特別委員会を開催し、委員長に私内藤逸子、副委員長に河野禎明議員が互選により決定いたしました。

また、この審査につきましては、継続審査とすることを決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより採決に入ります。

中瀬修議員の資格決定の件、本件に対する委員長報告は、継続審査であります。

本件を委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

中瀬議員の入場を許可します。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後1時57分休憩

.....

午後 2 時06分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで日程についてお諮りします。

ただいま河野禎明議員他4名から「児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案」が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第9号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2 時07分休憩

.....

午後 2 時07分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

追加日程第1「発議第9号児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案」を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、児玉助壽議員の退場を求めます。

提出者からの説明を求めます。

○議員（河野 禎明議員） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案。川南町議会規則第14条の規定により、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案を提出する。

児玉助壽議員は、令和6年6月12日の川南町議会一般質問において、食道がんで療養中の東高士前町長に対し「町長が3か月、公務にほとんど従事しちょらんけど、報酬を全額いただいている。私は、民生委員の処遇を見ると、早く死んでもらいたい気持ち」と発言した。

6月18日の辞職勧告決議案の可決後も「自分の発言を支持している者がいる」「私にサインを求める者がいる」などの妄言を繰り返し、自己の発言を正当化している。

また、直接の被害者である前町長の遺族への謝罪はいまだにない。この発言は何度もテレビ等の報道で取り上げられ、川南町の品位をおとしめ続けている。人の命は本当に重い。

児玉助壽議員には、この発言に対して極めて重い道義的責任がある。

児玉助壽議員は、この事態を重く受け止め、直ちに議員の職を辞すべきであると勧告する。

以上が、再度本決議案を提出する理由です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） はい、今回辞職勧告決議案は6月に出されたものと同じ決議案、辞職勧告だと思うんですが、あの時点では、過半数で可決をしました。結果的に児玉議員は辞めなかったですね。

今回これを出されて、児玉議員がどのようなちょっと対応するかわかりませんが、6月と同じような対応をとったら、またどこかでこういうものを出し続けるという捉え方でよろしいでしょうか。

○議員（河野 禎明議員） 児玉議員がこの可決されてもやめられないということは、今はまだ想定しておりません。

とりあえずこの議会で私達はこの議員辞職勧告決議案を可決したいと思っているだけです。今の現在はどうですか。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第9号、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（米田 正直議員） 発議第9号、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

児玉議員は、事案発生以来、心中反省はされ、多くの識者より強い叱咤指導を受けておら

れるようであります。以前の児玉議員の発言内容からすると、最近の発言は柔らかくなってきていると感じているのは私だけではないと思います。

彼の発言は決して容認すべきものでないことはさきの議会での辞職勧告決議案、問責決議案が示すとおりであります。辞職勧告決議案に賛成しなかったことは、発言を容認したような誤った捉え方をしている人もいます。辞職勧告決議案可決以来、本人は今回出されているようなことではなく、反省をされておられるようです。

よって、決議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（養原 敏朗議員） 私は今回提出された児玉議員への議員辞職決議に賛成するものであります。

皆さん御存知のように議会は言論の場であり、発言自由の原則がなければ、町議会議員としての職務を遂行することは難しいと言えます。

しかしながら、無制限にどのような発言も許されるものではありません。議会の秩序を乱し、品位を傷つけ、個人のプライバシーを侵す発言は慎むべきであり、地方自治法第132条でも戒めています。発言自由の裏には、自己の発言に責任を持つべきことは当然です。同議員の発言は、人の尊厳を傷つけ、がんという病に不幸にも罹患されている方や、他の病魔とも必死で戦っている方々の心を折りかねません。発言を仮に取り消されたと言って決して免罪されるものとは思えません。

かつて、言葉の暴力を含む学校のいじめ問題にも真剣に取り組んでおられた同児玉議員が先のような発言をされることは信じられませんし、とても残念です。

先ほど議員の発言で反省をされているという言葉もありましたが、さきの議案質疑の中では、自分の暴言のおかげでふるさと納税も伸びてるじゃないかというような肯定の言葉もありました。とても残念です。

最後に、サミュエル スマイルズの「人の命は地球より重い」という言葉を述べて決議に賛成の討論といたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 発議第9号児玉議員の辞職勧告決議案に対する反対の立場から討論します。

今回の辞職勧告決議案は、6月定例会で同じものが出され可決された経緯があります。

6月の中で児玉議員は辞職をされずに現在に至っておりますが、8月に文教産業常任委員会の河野禎明議員、三原議員、田中議員が突然「児玉議員が10月の行政調査に行くなら自分たちは行かない」と言われたことで、児玉議員は、円滑な委員会運営を行うために、委員長辞任と行政調査に参加しないと言われました。

そのとき三原議員たちは、町長選挙で回ると、児玉議員に対してなぜ辞職しないのかと詰め寄られたと伺いました。「今回の行政調査に行かずに、町民感情に配慮してください。それ以上は今後求めません」というようなことを言われましたが、結局今回このような議案が出されました。

6月定例会では、私達は問責決議を提出し、児玉議員に猛省を促しました。

今回の辞職勧告決議を提出された議員各位は、今回の町長選で回ると児玉議員に対する声から再度提出されたものだと推測しますが、私達も町内の方から、児玉議員の発言は許されるものではありませんが、児玉議員のことをかばう発言を伺うこともあります。今回提案された文書の中に、自分の発言を支持しているなど妄言を繰り返していると言われますが、私達も両方の声を聞きおよびます。

先ほどの中瀬議員のことでも、やめさせたい議員がそんなにいる議会。皆様承知のとおり、議会を二分するこの現状は、決してこの町のためにはなりません。この後の条例や予算、様々な憶測が飛んでおります。

児玉議員や中瀬議員が辞めなければならないかは、私達で決められることでしょうか。私達は選挙で選ばれた議員です。一部の住民の署名が全ての住民の声ではない。署名活動をされているということを伺いましたので、それは全ての住民の声ではない。このような事態が続くようなら、解散して真意を問うたらいかがかと考えます。今回出された意見書が正論なら、ここに反対討論した私達は全て落選するでしょう。児玉議員はじめ私達の進退を問えるのは住民です。

ただし申し上げます。そのようになった場合、昨年の選挙や8月の町長選挙のような怪文書がばらまかれたネガティブキャンペーンはやめて、正々堂々と政策討論で戦いましょう。町民の皆様はもうこりごりと言われています。これからは、災害の備えや経済の活性化、人口問題、少子化、高齢社会など議論することは山ほどあります。

1年5か月前までは、川南町はこんな町ではありませんでした。

以上、反対討論とします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子議員） 発議第9号児玉助壽議員に対する辞職勧告決議に対する賛成討論をいたします。

前回の辞職勧告決議が可決されたにもかかわらず、児玉議員は反省をすることもなく、暴言ともいえる発言をされております。この恥ずべき発言は川南町だけではなく、県外の川南町出身者も傷つける発言だと認識していますか。全国放送でも取り上げられています。このような失言、暴言をする議員がいることは、川南町、川南町議会にとって不名誉なことです。

責任を取ると言っておられましたが、いまだに責任を取っていない。委員長を辞任されましたが、町民は議員を辞職されたと勘違いをされています。町民は辞職を望んでいる。潔く

けじめをつける児玉議員こそ、本来の児玉議員の姿ではないでしょうか。

議員辞職勧告決議案に賛成いたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中村 昭人議員） 児玉議員に対する辞職勧告決議案に反対として討論いたします。さきの議会で児玉議員の発言については、辞職勧告決議案が提案され、可決をいたしました。児玉議員はその後に発言を撤回し謝罪もしました。

また、文教産業常任委員会委員長の辞職と、行政視察に行かないといった形で自らを処しました。議場での一連の発言については、あってはならない発言だというふうに考えますが、しかしさきの議会でも私達は問責決議案を提出し、それは否決をされました。

そして、辞職勧告決議案が可決をされました。議会での中での対応は終了していると考え、今回の議決には反対をするものです。

この勧告案になる言い分は私の中には全く入ってきません。非難を覚悟で言えば、児玉議員の発言を、そして東町長の死を利用しないでいただきたい。提案者の中には、さきの選挙戦、選挙前に名誉を毀損する、事実と異なるビラをまいたり、一方的な主張を流布しておりました。そのような方が出された勧告書は全く入ってきません。

逆にお聞きしますが、あのような状況に怒り、このような議会を川南町を恥ずかしく思っている多くの声をどのようにお考えですか。今の川南町議会はこのままの状況では、町民のためにならないと思っております。

ですので、問われるべきは児玉議員の辞職だけではなく、川南町議会の今の姿ではないでしょうか。議会が自主解散をして、町民の真意を問うことこそやるべきことだと強く主張して、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に対し、賛成の立場から討論します。

今日、町の皆様から児玉議員の即時辞職を求める意見書が署名とともに提出されました。

その署名の折に、これは聞いたんですが、6月議会で出された辞職勧告決議に反対する議員さんが5人もいるの、最初あれっと思ったんですが、それに怒ってらっしゃる方もすごく多いんです。児玉議員同様に許せないという町の皆さんの意見も多くあると伝えられました。議員の責任を、それを聞いたときに、痛感しました。そうなんだと。

また、児玉議員がまさかと思ったんですが東前町長さんのまず東さんがまだ、健在のときに電話でも何かの形でお詫びに行ってるんじゃないかなと私は思っていました。それから亡くなられて、奥様、娘さん、お孫さんいらっしゃいます。にお詫びに、ひょっとして行っただけではないかな、いや行っただろうと思って尋ねました。どちらもなかったというので、大変びっくりしました。

私はそのとき、自分の子供時代を思い出したんです。私の兄弟は男ばかりなんですけど、2番目の兄がたいそう正義感なんですけど、体も大きくてわんぱくだったんですが。どっちが悪かったのかわからないんですが、近所の私の仲良しのお兄さんをなんかいじめたからボンとついたということなんですけど、とにかく病院に運ばれてその子は、そしてそのとき私の母が本当に本当に小学生の私でもわかるくらい、もう怪我をしたんでもないんですけどね。単に病院に運ばれて、割と意識はすぐ戻ったそうなんですけど、ものすごく謝りました。人を傷つける、こういうことはそれほどしてはいけないことなんだと、何となくお兄ちゃんは正しいと思ってたんだけどものすごくその母の謝る謝る。もう本当にすごかったです。それはもう、60年以上経ってると思いますが、忘れられません。どうしてか、ぱっとそのことを思い出しました。東さんのところへ謝りに行っておられないんだ。なんでいかなかったんやまず一番にそれ思いました。すごく残念です、すごく。

それから私自身なんですけど、6月議会の後、会議とかいろんなことで児玉さんと同席します。一緒の仕事をします。その中で児玉議員に「誰がわしの議員の資格がないと言ってるんや」こんな感じで何度も怒鳴られるんですよ。仕事しに行ってるんです私。怒鳴られたり、やーやーやーやーと暴言や失言をこの議会の途中の質疑のときも、あまりにひどい私の体のことまで言うので足のことでんですけど、だから議長に求めました。謝罪をするように言ってくださいと。何かこれはもう私はね本当にしんどい思いを続けています。

自分のことを言ってしまいましたが、6月議会から3か月児玉議員は反省の色は本当にないと思います。心の中に思っていると言ってくださった議員さんもありましたが、あれだけ私のことをきつく言うってことは思っていないんじゃないんでしょうか。さらに、ヒーローになったような暴言もあります。言葉もあります。ここで改めて私は議員辞職は当然と強く思っています。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（田中 宏政議員） 児玉助壽議員辞職勧告決議案に賛成の立場で討論したいと思います。

辞職勧告決議案が6月の議会で可決されて約3か月经ちましたが、その間、児玉議員は「なんで俺が辞めないかんとか」など、また、議員辞職勧告決議案に賛成した議員に向かって「お前たちリコールするぞ」と、また「俺には5名の賛同者がいる」などおよそ6回も当選した議員の言葉とは思えないような言葉を繰り返しています。

人に死んでもらいたいと、公の席で、議会で言っただけで、議員失格です。人間の人格の尊厳を傷つけることは決して許されません。実際、子供たちがこの発言を真似ているということをお聞きしました。6回も当選した議員が、言っているいいことと悪いことの区別が全くで

きておりません。このような議員がこの町の子供たちをどうやって教育していくのでしょうか。

また、東前町長本人、また、親族に対し、一切の謝罪をしていないとお聞きしました。東町長の奥様に話したときに聞いたのですが「非常に悔しい」と泣きながら、そして「怖い」と言っておられました。

このように、がんの患者またその周りの親族に対して、この発言はひどく傷つけ、苦しみ、心に深い傷を負わせた可能性があると思います。

よって、児玉助壽議員辞職勧告案に対し、賛成いたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

失礼しました。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案に対して反対の立場から発言します。

6月の児玉議員の発言は決して許される言葉ではありません。私も児玉議員に対して直接、言うべきではない、悪い言葉だということを直接本人に謝るように促しました。絶対に言うべき言葉ではないということを伝えました。あの議会で児玉議員は議会できちんと謝罪されています。

また、辞職勧告決議も決議され、あの時点で児玉議員の問題は終わったものと思っています。

先ほど乙津議員が「怒鳴られた。しんどい思いをした」と言われてましたが、確かにそうだろうなと思います。お二人の会話はどちらも激しい言い合いの中で行われてますので、横で見ている私はすごいなと思いながら聞いていました。

同じように昨年の6月、私も乙津議員に「あなたには議員の資格がないわ」と言われた記憶があります。

また、今回この辞職を求める要求書を出している一[発言取消]一人から議場を出ると「小嶋さんあんたはねって」怒鳴られた記憶があります。私もしんどい思いをしてきました。

しかし、私達議員は支持者があつての議員です。児玉議員もたくさんの支援者がいらっしゃいます。児玉議員が議員を辞める辞めないは御本人が決めることで、そしてそれを決めさせるのは児玉議員を支持している、また支援している方たちだと私は思います。

児玉議員がこの決議案が出されても辞職をしないのは、自分を支持してくれる人たちがいるからです。本当に町民が児玉議員に対して、やめてほしいという気持ちが強いのであれば、やめさせるためのリコール運動とかいろんなものがあります。

ですので、今回このように議会に対して、辞職勧告決議案を再び出されたことには非常に違和感を感じます。

ですので、私は今回の辞職勧告決議案に反対します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（三原 明美議員） 児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について、賛成の立場で討論いたします。

私は本日は賛成討論はやめておこうと思ってたんですけど、先ほど徳弘議員の話を討論を聞いておりまして、間違いがあるので、しっかりとっておかなくちゃいけないと思いました。

というのも私達、文教産業常任委員会では、10月の末に東京の方に公営塾とあと耕作地の件で研修にまいります。そのときに私達3人田中議員、河野議員と私が児玉議員が行かれるなら、私達は行かないということを決めておりました。

というのも、私の場合は公営塾についての研修でしたので、児玉議員がああ状態で全国にあれだけ名前を変な形で売ってらっしゃる。売ってらっしゃると言ったらおかしいのか知らないけど、そういうのに対して一緒に行くことが、私達は苦痛に感じました。死んでもらいたいとか、そういうことを言っている議員と一緒に公営塾のところに行くということが私にとってはとても耐えられない状況でした。

それで児玉議員に私は言いました。「町民の皆様が、やっぱりいろいろと言われてますよ。だから、できることなら、今回はやめていただいて、反省をしているということを、町民の皆様にもわかっていただいたらどうですか」ということを言いました。だから委員長もやめて、視察も行かないようにしてくださいとお願いしました。

その状況で、事務局だったですかね「次の研修にも行ったらいけないんですか」って「それには賛成されないのですか」と言われたので、いやそこまで私は言いません。そこは児玉さんの意向でいいと思いますが「今回だけは、駄目です。行って欲しくありません」ということをはっきりと言いました。児玉さんもそれをわかっていただいてやめていただいたんですけど。

先ほどの何ですかね、徳弘さんのお話によると私が全てをOKしたようなことを何も言わないとか言われましたけど、私はやっぱり辞職勧告していただくのが今の現実、一番いいと思うんですよ。次の選挙にまた出られれば出られたらいいと思いますので、今回はやはり辞職勧告決議案に私は賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから発議第9号児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

この決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、児玉助壽議員に対する辞職勧告決議案は可決されました。

児玉助壽議員の除斥を解きます。

暫時休憩をします。

午後2時46分休憩

午後2時47分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

日程第2「議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第35号川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について」、日程第5「議案第37号町道路線の認定について」、日程第6「議案第38号町道路線の廃止について」、本5議案は、所管事務事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第34号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日から施行されることに伴い、川南町国民健康保険条例を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第35号、第36号、第37号、第38号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も9月12日、9月18日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第35号川南町水道事業の布設工事監督及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、一部改正の主な理由は、布設工事監督者及び水道事業管理者の資格については、水道法第12条第2項及び19条第3項の規定により、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとされており、当該政令の水道法施行令と施行令の一部が委任されている国土交通省令の水道法施行規則が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について、条例の廃止の理由は、事業対象期間の終了に伴い、基金がなくなったことによる廃止です。

新たに積み増しはしないのかという質問には、コロナによる基金で交付金事業も終わったので、積み増しすることはないという答弁でした。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

議案37号町道路線の認定については、下野田・勝司ヶ別府線に新しい橋と道路ができたので、旧路線を生活道路として、町道認定するものです。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

議案第38号町道路線の廃止については、県営畑地帯総合整備事業で、通山地区を整備中であるが、県営農道整備事業による本道路の舗装工事新規採択を受けるため、町道の廃止を求めるものです。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号町道路線の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号町道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

日程第7「議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）」、日程第8「議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「日程第9議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）」、本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託され

ておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7674万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9952万5000円とするものです。

総務厚生常任委員会に付託された主なものについて報告します。

物価高騰対応重点支援事業給付金として、新たな住民税非課税世帯分500万円、新たな均等割のみ課税世帯分1000万円、子育て世帯子ども加算分250万円、定額減税未達調整給付5600万円は当初予算で見込み計上していましたが、直近のデータで試算したところ、対象者の増加が見込まれるため、計上するものです。これは、対象者へ直接連絡がいくものです。

債務負担行為補正でふるさと納税特産品発送事業令和6年度寄附分で、期間を令和7年度、限度額を2億6000万円と設定しています。

令和6年度に寄附していただいた返礼品の発送が、令和7年度になることから、昨年度の実績及び今年度の寄附の推移から判断して、限度額を設定するものです。ふるさと納税で5億円の補正予算が計上しています。今年度は、ふるさと納税寄附金を30億円と設定し、取り組んでいますが、第1四半期の実績が昨年度を上回る寄附金額であるため、現在の寄附状況から年度末の見込みを35億円とするものです。

農村公園管理事業、登り口農村公園遊具撤去工事55万円は安全のために撤去されます。

その他の公園の遊具についても、安全を確保していただきたいとの意見がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2385万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6251万円とするものです。

今回の補正で、歳出予算の保険運営基金積立金へ積み立てる2120万4000円は、令和5年度の精算後の積立金です。

また、償還金71万1000円は県の支出金返還金で、令和5年度の努力者支援交付金の精算分として返還するものです。

努力者支援金とは、自治体が定めた保健事業の目標の達成度に対し、点数化され、交付されるものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳

入歳出予算の総額にそれぞれ394万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6704万8000円とするものです。

後期高齢者の被保険者数は、令和6年3月31日現在で2899人前年度比143人の増です。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ32万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784万5000円とするものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5981万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1477万7000円とするものです。

保険給付費は92万円の増額で、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費が当初の見込みよりも増加しているための計上です。

介護保険は介護制度が複雑なので、折に触れて事業の宣伝をしてほしいとの意見がありました。

審査の結果、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第40号、第45号、第46号、第47号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も9月12日、9月18日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算中、文教産業常任委員会に付託された関係予算の審査において、歳入歳出の主なもの及び意見があったものについて報告します。

6款1項7目農地費12節委託料350万円及び14節工事請負費1500万円は、平下地区から大久保地区までの農地面積約84ヘクタールの排水を担う幹線排水路のうち、劣化の著しい区間の修繕工事を行うものです。町が管理すべき農業用排水施設のうち、劣化が著しく、被害拡大の危険性が高いため、更新を行うものです。

6款1項10目国営土地改良事業費313万8000円のうち、12節委託料299万2000円は、尾鈴地区畜産用水水利権取得に向けた計画申請資料作成のための業務委託料で、県営事業の完了が近づき、暫定水利権の終了が間近となったため、恒久的な水利権を新たに取得することを目指したものです。

8款2項2目道路維持費14節工事請負費十文字・尾脇線排水路工事650万円は、尾脇地区より以前から要望のあった車道部の雨水対策で、車道部の法下にU字型側溝を敷設すること

で、農地及び民地への雨水流水を防ぐものです。

8 款 3 項 3 目都市公園修繕料は、野球場照明修繕200万円、野球場観客席修繕150万円、野球場放送室安全対策等修繕100万円で、観客席のひび割れの修繕や手すりの修繕、エアコンの排水路の整備等を行うとの説明がありました。

キャンプに来る人が使うのに間に合うように整備してもらいたいとの意見がありました。

債務負担行為、地域活性化拠点施設管理業務指定管理料は、令和7年度から同11年度までの5年間における地域活性化拠点施設 P L A T Z（ぷらっつ）の指定管理料の限度額設定を行うものです。令和6年度の指定管理料から新たに期間内の物価上昇を見込んで歳出した額となっており、令和7年度610万円、令和8年度620万円、令和9年度630万円、令和10年度640万円、令和11年度650万円のことでした。

4 款 1 項 8 目生活用水対策費、地元管理生活用水施設整備事業補助金200万円は、当初予備的な予算として300万円を計上していたが、白鬚地区の方が生活用水に困っており、井戸を掘りたいとのことで、200万円追加して補助上限の500万円にするものです。

6 款 1 項 6 目畜産業費川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金240万円は、子牛価格低迷等により優良な和牛素牛や繁殖牛の生産に取り組む畜産農家の受精卵移植に要する経費に対して補助するものです。

ファイト酪農緊急支援事業補助金780万円は、飼料高騰等により厳しい経営状況である酪農家への経営支援として牛乳1キロ、リットル当たり3円を補助するものです。

6 款 2 項 2 目林業振興費下刈支援補助金441万円は、国の森林環境保全整備事業に町と県が嵩上げで補助を行うもので、財源は森林環境譲与税を活用するとのことでした。

7 款 1 項 2 目産業用地適地選定業務委託料1100万円は、基幹産業である農業とその他産業との親和性の高い企業誘致を進めるためその基礎となる産業用地としての適地調査に要する費用とのことです。

7 款 1 項 3 目観光費広報等業務委託料156万2000円は、P L A T Z（ぷらっつ）のテストキッチンに備わっている機材の使用方法説明動画を作成しテストキッチンの利活用を促すための動画作成業務委託料とのことです。

テストキッチンの場所を目立つところに設置することで、利用が増えるのではないかと意見がありました。

歳入について、地域活性化拠点施設納付金2000万円は、P L A T Z（ぷらっつ）の指定管理者である川南まちづくり株式会社と町の基本協定に基づく納付金のことです。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

議案45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5082万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7278万円とするものです。

使い勝手が悪いのでは、携帯電話で使えないとの質問に担当者から最近では高齢者教室にてチーカの使い方を教えており、今後も継続してチーカアプリの普及を行っていききたいとのことでした。

取扱店が高額の商品を販売したとき、入金が遅くなるので改善できないかとの意見が出ました。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算について、令和5年度末の退職給付引当金の残高は4618万円1908円で、今回の退職引当金の取扱い変更により、退職引当金を廃止するため収益化するもので、水道事業収益当初予算額3億7623万5000円、補正額4618万1908円で、計4億2241万6908円とするものです。

討論、採決の結果、全会一致で原案とおり認め可決です。

議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算について、下水道事業費用当初予算額1億5936万8000円に補正額39万6000円を追加し、計1億5976万4000円にするもので、39万6000円の増額の内訳は、125万2000円の人事異動による増額と85万6000円の退職給付引当金取りやめによる減額の差額のことです。

討論採決の結果、全会一致で原案とおり認め、可決です。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後3時20分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

ここで、委員長報告に対して質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽議員） 総務常任委員長に伺いますが、今年度このふるさと納税で関してですが、委員長の報告ではふるさと納税で5億円の補正予算を計上しています。

本年度はふるさと納税寄附金を30億円と設定し取り組んでいます。第1四半期の実績が昨年度を上回る寄附金額であるため、現在の寄附状況から、年度末の見込みを35億とするも

のですとありますが、この、先の選挙の河野秀二後援会入会の御案内の中に「川南町の皆様へ議員からのメッセージ、児玉議員の暴言について東町長に早く死んでほしいという驚くべき発言をしました。この件に対し議員から辞職勧告決議案が提出され、11対0となるものと思っていた結果は6対5と、驚くべき事態となりました。提案に賛成は内藤議員、蓑原議員、乙津議員、田中議員、三原議員、河野禎明議員、そしてまさかの反対は中村議員、徳弘議員、中瀬議員、米田議員、小嶋議員、町民の皆さんこの結果はどう思われますか。この辞職勧告決議案は法的拘束力はありませんので児玉議員が自ら辞職しない限り議員としてあと3年間居座り続けるのです。このことは川南町の名誉を大きく毀損し、移住者やふるさと納税にも影響が考えられ、精力的に発信している町役場の努力を台なしにしています。」とありますが、ふるさと納税は増額されとるわけですが、その台無しにしたという根拠は何ですか。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 私達の総務常任委員会での議案第40号での審査では、台無しにしたとかそういうことの話し合いは全くありませんでしたので、そのことは、私達の委員会では話し合われませんでした。

そして執行部の提案の説明で順調に上がっているの、ふるさと納税がこれです。

今度5億円を上積みして35億円にするってということについてのみ話し合いましたので、そのことは答えられません。

○議員（児玉 助壽議員） その後に「また、子どもたちの教育上もよくありません。町民の皆さんこれで良いのでしょうか議会は結論を出しました。今度は町民の皆様が動くときです」っていうその根拠もねえ…

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員、質問の内容がちょっと違っております。

委員長報告に対する質問です。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

いいですね。

はい、これで質疑を終わります。

議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15「議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」、本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第39号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

9月18日、9月19日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、地域活性化拠点施設 P L A T Z（ぷらっつ）は、令和2年4月2日に供用開始しています。

この P L A T Z（ぷらっつ）の選定につきましては、川南町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらないものとして、町が出

資している法人又は公共団体等に限るものとするという規定に基づき、川南まちづくり株式会社を5年前と同様に指定管理者として選定したものです。

川南まちづくり株式会社は、川南町が200万円、J A、商工会、漁業組合、観光協会がそれぞれ100万円出資して設立された法人であり、川南町は、同社に対する出資者としての責任と権利を有しているとの担当課長からの詳しい説明を受けました。

質問の中で「レストランの営業時間が協定書に書いてあるが、朝の8時から夕方7時までが守れない。今回の指定に対する採決において、具体的な履行期日を示さない限り、町民の代表者である町会議員として賛成できない」との指摘がありました。

このことについて、町はまちづくり株式会社に対しすぐに指摘された内容、つまり協定書とおりの営業時間を求める改善指導の返答を求めました。

その結果、令和7年3月31日までに本協定書とおりに対応する旨の返答をいただき、令和6年9月19日に再度委員会審査を行いました。

各委員の意見は、年度内3月31日までに協定書を履行するとの発言であったが、スピード感を持ち、12月議会までに協定が履行できるように取り組んでほしい。

また、株式会社の体制や町の体制が変わったので、そこに期待したい。1日も早い対応を求める。利用される方が安心して過ごせるようにしてほしい。

目的があって作っているので営利の部分だけでなく、防災や交流の場としての今後の発展を望むとの意見がありました。

また、営業時間だけの問題だけでなく第5条第1項の規定による公募によらないものではなく、公正に公募という形をとるべきであるという意見がありました。

討論採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

会議規則第9条により、会議時間は午後4時までとなっておりますが、同条第2項の規定により、本日の会議時間は、日程が全て終了するまでに変更いたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 今の報告では、7年の3月31日までに本協定書どおりに対応する趣旨の返答をいただきましたってありますが、これは文書でいただいたんでしょうか。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文書でいただきました。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について反対討論をします。

川南町地域活性化拠点施設における指定管理期間5年間で今年度末で到来することから、令和7年度から5年間、川南まちづくり株式会社を指定管理として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとして提案されています。

私は議案質疑にて、なぜ公募しないのか質問いたしました。

しかし、令和2年4月に供用を開始して川南地域活性化拠点施設P L A T Z（ぷらっつ）の指定管理者の選定については、川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらないものとして、町が出資している法人又は公共団体等（地方自治法第96条第1項第14号に規定する公共的団体をいう。）に限るものとするという規定に基づき、川南まちづくり株式会社を5年前と同様に指定管理者の候補者として選定しましたとの補足説明がありましたが、川南まちづくり株式会社は、管理運営の責任者ですが、5年前から規約とおりに運営されていません。

私のところにP L A T Z（ぷらっつ）の食堂を利用しようと、平日の昼に行ったところお休みのため利用できなかった。仕方がないので、ソフトクリームを食べながら、ランチタイムの時間に何人ぐらいお客さんが来るのか数えてみたところ、約49組が残念そうに車に戻っていった。私はこの状況を、電話で聞かされて大変残念でなりません。高速道路のサービスエリアはたくさんのドライバーの癒しの施設であり、地域住民は食堂を利用したり、お土産を買ったりする場所です。

地域活性化拠点施設と言われていますが、その役割を果たしているのでしょうか。町民からも喜ばれる施設運営ができているのでしょうか。働く場所としても、もっと改善できるのではないのか、P L A T Z（ぷらっつ）は川南町の夢を実現できる場所と私は思っています。

テストキッチンの活用も利活用されない問題の解決策として、機材の使用方法を説明動画も作成されますので、ますます利用者しやすい場所になると思っています。

川南まちづくり株式会社は、5年間運営してきたと思いますが、改善するためにどのような努力をしてこられましたか。P L A T Z（ぷらっつ）利用のアンケートは紛失させ、規約違反の運営をしています。このような会社これから5年間任せてよいのでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定につ

いて、賛成の立場で討論を行います。

川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の第2条で、町民との交流及び道路利用者の利便性の向上に供するとともに、豊かな自然及び食材を有効に活用し、地場製品の販売及び地域情報等の発信を通じて、観光及び産業並びに雇用の創出を図り、町全体の活性化を目的とし、並びに大規模災害時における防災拠点として川南町地域活性化拠点施設を設置するとあります。その管理運営に当たっては、指定管理者に行わせるとあり、川南町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募を行わないで、町が出資している法人又は公的団体等に限り、指定管理者の指定ができることになっています。

それにより、川南まちづくり株式会社を創業来指定してきた経緯があり、いままで大過なく運営をされてきています。

指定期間満了になるための本提案で、川南まちづくり株式会社は、町内の主産業である農業をはじめ、漁業、商工業、観光協会の組織代表、そして町で構成される会社で地域活性化拠点施設の指定管理者に最もふさわしいと思います。

よって議案第39号に賛成するものであります。

議員各位の多数の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（田中 宏政議員） 議案39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

川南町公の施設に関わる指定管理の指定手続等に関する条例第2条により、公の施設に関わる指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならないとされています。原則として公募しなければならないわけです。公募するべきではないでしょうか。

また、ただし、第5条に規定する要件に該当するとき、特に緊急を要するため公募の手続きを行う時間的余裕がないことが明らかである時、その他公募を行わないことについて、合理的な理由があると町長等が認めるときは、この限りではないとされています。

しかし、町長がこの指定を受けようとする川南町まちづくり株式会社の前代表取締役でありました。

そうすると、合理的な理由でなく、何かしらの力、権力が働いたのではないかという疑義が生まれるのが当然だと考えられます。町長がこの川南まちづくり株式会社の前代表取締役であるのであれば、公募をしないという選択をせず、しっかりと公募して、疑義を払拭していただきたいと思います。

また、基本協定では、レストラン施設の開館時間は午前8時から午後7時までと定めていますが、P L A T Z（ぷらっつ）オープン以来、一度も守られておらず、午前11時から午後3時30分の営業となっております。11時間の営業時間がたったの4時間30分です。半分以下

の営業時間であります。

また、今は改善されているようですが、週休2日体制も長らく続いていました。

これらの点は、高速道路利用者の安全性、利便性を鑑みると、あり得ないことだと思われます。

以上のことを踏まえ、この議案39号につきまして、反対とさせていただきます。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論します。

まず、地域活性化拠点施設、通称P L A T Z（ぷらっつ）であります。この施設は川南町パーキングエリアに、地域活性化の拠点となる施設整備を行うことで、九州地方整備局、N E X C O西日本、宮崎河川国道事務所、宮崎高速道路対策局、そして川南町が協議を進めて設置された活性化拠点施設です。

この協議の中で、町側に示されたものが、町が責任を持って運営に当たることでありました。その責任に対する答えが、町が出資を行い、また、J A、商工会、漁協、観光協会がそれぞれ100万円出資をして設立をされた公共性の高い法人で運営に当たることです。

また、この施設は、国の地方創生拠点整備交付金2億3250万4179円を受けて施設整備を行うための基金を設置して整備が始まりました。

私は川南まちづくり株式会社が、公募によらず、指定管理者として運営を続けていくべき最大の理由はここにあると考えます。また、この施設が果たすべき役割は何か、それは設置及び管理に関する条例の第2条に明記をされている点。

1つ目が、町民との交流及び道路使用者の利便性の向上、2つ目が、観光及び産業の振興並びに雇用の場の創出、3つ目が、町全体の活性化を目的、4つ目が災害時の防災拠点この4点であります。

P L A T Z（ぷらっつ）は5年前のオープンから売上げを着実に伸ばし、現在では4億8000万円を全体で売上げ、町に対し2000万円もの納付金納付を行っています。また、出資者に対しては30万円の配当も出ております。

町全体の活性化についても、将来にわたって責任が果たすことができると考えております。

このように、売上げを上げることは川南町にとって大事ですが、先に申し上げたとおり、この施設ができた経緯や目的を考えると、売上だけではなく公共性とのバランスがとても重要であります。

現在議論されているレストランの開館及び閉館時間は、利用者の利便性の向上を実現する上では確かに議論されるべき点ではありますが、そのことをもって指定管理者を変えるべきとはならないと考えます。

改善すべき点については、5年間の経営データの蓄積もありますので、ぜひそのデータを

基にした経営分析を行い、パーキングエリアとしての利用者の利便性そして働く人にとってより良い環境整備を行っていただけるようお願いいたします。

最後に、さきの議会でP L A T Z（ぷらっつ）の納付金を積み立てるための川南町地域活性化基金条例の一部改正が可決されました。基金の使い道を施設の整備及び維持管理費以外の事業の財源とすることは適当ではない、という理由から地域活性化に資するまちづくりのためになる事業に使うことをできなくなりました。

私は町全体の活性化という重要な目的を果たすために、この基金条例の再度の見直しを求めて賛成討論といたします。

多くの皆様の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 議案39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

先日の質疑の中で、この議会です。P L A T Z（ぷらっつ）の出資金、土地建物等の資産の費用を尋ねました。出資金は、さっきから出ておりますが、町が200万、J A、J F、商工会、観光協会が各100万円、合計600万円ということでした。資産費用はすぐに出せなかったのも、私は浅はかにも1億円ぐらいかなと思っていましたが、7億円余り、7億円を超す金額を聞いてびっくりしました。出資金というのか、株式というのか、600万円は、7億円に対し、少な過ぎます。過少資本と言えます。600万円で、川南町民の資産である7億円余りを動かせるのか。

どうして町民に出資の公募をしなかったのだろうかと疑問に思います。例えば一口100万としても、例えばご近所で10万ずつ集めて、上新茶屋なんとかかできると言うんですね。私は、株主は町、J A、J F、商工会、観光協会の他は、なれないんだろうか。これね、町民として、また議員として素直な疑問を持ちます。ちょっと素人っぽいかもしれませんが、原点に戻りました。中でも4年余り、ほぼ活用しなかったというテストキッチンが呆れるのをとり越して、ごめんなさいね、テストキッチンの責任者、P L A T Z（ぷらっつ）の責任者、誰や出て来いと言いたいぐらいです。

公的なのは責任を取らないと、何か私がよく読んでる新聞に書いてありました。私は3年間会社勤めをしたことあるんですが、実に厳しいもんやなとビビりました。そういう意味で、このテストキッチンの責任者は誰だったんでしょう。

ただ、ちょっとだけ光が見えてきました。

文教委員会の審査報告で、テストキッチンのことを、例えば使いやすい場所に何かワークと運べるそうですね、持ってこれると、そしたら使えるんじゃないかと。ある自治公民館、よくいろんな、毎月お食事を食べ物を作ってらっしゃる自治公民館の館長さんが、あそこで使ってっていうので、言ったら部員の女性たちがあんな遠いところ嫌やってこういうことだっ

たらしいんですけど。私この辺でどっか置けないかなといろいろ思うんですよね。2台あるから1台と分け分けしたら駄目なのか、1台だけこっちに持ってこれるのか、そんなことも具体的に考えました。

そして産業推進に聞きに行きました。そうしたら今ビデオで使い方が、もう一つテストキッチン場所が悪いのと、使い方がわからんちゅうので、それを紙に書いてても誰も見ないから動画にしてるんですっていう課長補佐さんとしばらく喋ったんですが。ちょっとなんか少しテストキッチンについては4年、もう5年近くですよ、やっと一筋の光が見えてきたのかな。恐ろしいしかし無駄ですね、この5年近くは。

実は経済の言葉に、機会、チャンス、機会ですね。機会利益の損失という言葉があります。P L A T Z（ぷらっつ）の経営陣は、この機会利益の損失という言葉を理解しているのでしょうか。機会損失とは本来であれば利益が出せた状況にも関わらず、判断、行動を誤り、営業や販売の機会を逃すことです。つまり、もうけを逃すことです。実際の売上げや利益が減少するわけではないため、見落とされがちです。

これわかりますか。私も最初「えっ」と思ったんだけど、テストキッチンね、最初から何もしてないから1年目なんぼ売上げがあった、参加者がなんぼやったとかないんですよね。そのまま箱としてポンと置いてあるだけなんですね。中に立派な100万円はするような機械がいっぱい入ってるそうです。

これはね、だからテストキッチンは2年目50万円損したとか、そういうのが出ないんだそうなんです。ちょっとテストキッチンだけに言うてますが。

実際の売上や利益が減少するわけではないため、見落とされがちですが、企業の成長を阻害する大きな要因であることに間違いありません。機会損失を放置すると、そのままにほっとくと、最悪の場合、経営破綻に陥る可能性があります。いかに機会損失を防ぐかが企業にとって非常に重要です。テストキッチン、それも2台、まさに機会利益の損失を生じています。

さらにレストラン、先ほどからいっぱい報告されましたが、これまた機会利益の損失そのものです。最初に3時間、本当は4時間半で言いましたけど、あれ改善して4時間半になったんで確か4時間だったと思います。週2回お休みで、あれで稼いだお金でそのままでやってるから減ってないんですよね。そしたら気づかない。何かもうかっているような気がする。これがね、レストランの場合の機会利益の損失です。本来なら開館は8時だそうですがお仕事のスタートは7時半だそうです。午前7時半から午後8時とする、と条例6条にあります。この午前11時から午後3時半の開館で、お金のことばかり言うて悪いんですが、一番稼げるディナーがないのです。

この前、課長さんは頑張って何とか作れるカレーやうどんって言うてましたけど、カレーやうどんを夕ご飯にちょっと食べたいっていうのはないと思います。やっぱり川南のステー

キですよ、あの美味しい豚ですよ。私は川南に来てから、牛の人に申し訳ないんだけど、豚肉っていうのがこんなに美味しいものかというのを知ったんです、本当に。それから魚もあります。一番稼げるディナーがないんです。どれだけ機会利益の損失を生んできたか。

これまた、レストランの責任者 P L A T Z（ぷらっつ）指定管理者を怒鳴りたい気持ちになります。これ大事なんです、P L A T Z（ぷらっつ）という組織、役場っていう組織、議員団という組織、そういうふうにしてみると、責任が飛んでいってしまうんですね。それを担当した人、一人一人が責任を感じないかんと思うんですね。

ともかく 7 億円という町民の資産を使ってるんです。つまり、指定管理者を公募するということが基本だと思います。指定管理者を公募して経営を一から見直してほしいと思います。以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論します。

先ほどから同僚議員が、この施設が公募を行わず今回の提案がなされたことの基本的なことを述べられましたので、割愛させていただきます。

この議案について、議案質疑や委員会でも詳しく問われ、担当課もいろいろ説明されました。委員会では、レストランの営業時間について不満が相次ぎ、今年度までに改善することを取り付けても、営業時間の問題だけではなく、公募にするべきとの具体的な説明はない反対が同僚議員から述べられました。

今回、この条例提案されとなったとき、反対ありきということは予想だにできます。

その根拠は、先立って亡くなった東前町長が、タウンミーティングなどで、P L A T Z（ぷらっつ）はドル箱だという一方で、来年度の P L A T Z（ぷらっつ）の契約更新には前向きではありませんでした。町が管理する施設に対して不可解な発言が続きました。

一方、議会でも一般質問で、P L A T Z（ぷらっつ）意見箱に対する執拗な問い、知りもしないはずの利用者アンケートが、役員会で公表されなかったことを、当時の副町長に問うたりしておりました。河野前副町長が P L A T Z（ぷらっつ）の役員会での様子が問題となり、新聞に掲載される事態となり、P L A T Z（ぷらっつ）は町民の知るところになりました。同僚議員の一般質問でも、P L A T Z（ぷらっつ）はドル箱だ。レストランのメニューに対する提案や、店舗型ふるさと納税で何億円も入るなど、根拠のない思いが強く、今のまちづくり株式会社では、その思いが通らないと考えているのが見えます。そこで公募して思いの通った事業所に名乗りを上げさせていくのかと我ながらくだらない考えをしてしまいます。

現在のまちづくり株式会社は、町、商工会、農協、漁協、観光協会の代表者の皆様が無報酬でこの施設を生かすため、そして地域活性化のために様々な意見を出し合い、運営し、

5年を経過し、売上げも着実に伸ばし、町に対して、令和5年度も2000万円の納付金と別に60万円の配当金も収められています。町内業者を生かすという、これ以上の指定管理者はないと感じます。この施設が公募によって企業利益に走るところが受けた場合、それはこの施設の設置目的から反します。良いも悪いも、町が責任を担保するために現川南まちづくり株式会社にすることが、我々町民から負託を受けた責任です。

以上、賛成討論とします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（河野 禎明議員） 傍聴者の皆様は長い間、本当にありがとうございます。

お疲れ様です。

議案39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について反対討論を申し上げます。

レストランのことも、もう大変な問題なんです。やはり私はもう議会でやるたびに言うんですけど、メニューなんですね。店舗型ふるさと納税というのがあって、お客様はレストランに来たときに、やはりステーキとかうな重とか、やはりご馳走みたいなメニューがあったら、もうよそでも起きてるんですけど、QRコードを、スマホ合わせて、ふるさと納税を例えば1万円したら、4人ぐらいで食事して2万円だったら、計算レジのところで3,000円の割引がつくんです。これ考えますと、ちゃんとメニューを構成すると、億という金額が出てくるんです。今PLATZ（ぷらっつ）が2000万儲けてるとか言ってる話が出ますけど、ふるさと納税で億とか1億2億という単位が出るっていうことはすごいことなんです。これはレストランの営業は真剣に考えないといけないということです。

店内でもそうです。店内でやっぱ川南の肉、魚がないんです。肉、魚があって今、子牛の繁殖農家の方も肥育農家も肉が売れなくて困っています。PLATZ（ぷらっつ）で、ちゃんとした地元の牛肉やら豚肉が鶏肉もです、売れば、これがふるさと納税にも必ず繋がってきます。そしてその場でふるさと納税のあれもできます。

たくさん問題点があるのは、私は最初からあそこに出品してた関係で、あそこの売り場がオープン以来全く変わらないんです、これ。あそこの売り場の責任、私はそこの前の社長とか役員の方の問題もあると思うんですけど、問題はあのPLATZ（ぷらっつ）の現場でちゃんと責任を持って指揮をする人、責任者、あの店舗の。その人が前の人は向いてなかったんじゃないかと思います。能力がなかったんだと思う、食品関係には詳しくありませんでした。私も幾度か話したけど、食品関係はあまりわからない感じでした。このことが問題じゃないかと思うんです。そこの売り場の責任者、これをちゃんと決めること、これは一番大事なことじゃないかと思います。

そして、もう私がこれが情けないんですけどお土産の中に一番よそから来た人を買ってほしいものがあるんです、川南には。村田製菓のかりんとうです。これ日本でも一番と言われてます、これがないんです。あのPLATZ（ぷらっつ）の中に、日本で一番とい

う川南が誇る村田製菓のかりんとうがないんです。

そしてこれはブランドですがゲシュマックという店の商品、これもないんです。これを出そうとする努力をしてないんです。努力しなければ品物は何年経っても一緒、店はよくなりません。

また、香川ランチの商品も私はよく行ってみますけど、いろいろ工夫して、もうお客さんが喜ぶような商品がいっぱい作られてるんです。それも全く出てないんです。川南の良いものを出さない。これが今 P L A T Z（ぷらっつ）の現状です。これはもう今の状態で、私はまちづくり株式会社がそういう認めるということとはできません。

以上で終わります。

御苦労さまでした。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成、反対 同数 ）

以上のとおり、賛成反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長は、本案に対して裁決します。議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、議長は否決とします。

日程第16「認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第17「認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第18「認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定について」、以上3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子議員） 令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、9月12日の本会議において、一般会計決算審査特別委員会に付託された認定第1号につきましては、9月13日、17日の2日間にわたり、各課担当職員より説明を受け、6名の委員で慎重に審査を行いました。

令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

その経過と結果について御報告いたします。

歳入決算額は167億2601万7447円、歳出の決算額は164億1479万4249円、差引残額は3億1122万3198円となります。

基金残高は94億2481万9399円となり、昨年同月から19億9739万2500円増額です。

要因としては、ふるさと納税が順調に伸びた結果となっております。

一方町債は55億7348万6000円となり、昨年同月から2億1485万4000円の減額です。

各担当課の説明の一部と、委員から意見があったものなどを報告します。

会計課です。

ふるさと納税は32万4223件で54億455万3000円となり、全国順位1,178自治体中29位とのこととです。

返礼品としては14億4914万6441円となっています。

返礼品別では肉類が1位で77.3%、2位が飲料で13.9%で、1位2位で91%以上となっています。ふるさと振興基金残高は、令和5年度で41億6665万8000円となり、昨年度より16億8542万8000円の増額となっています。委託業者間の連携がうまく取れ、職員が企画へシフトできたことなどが、ふるさと納税が伸びた要因との説明でした。

産業推進課です。

特産品送料助成金については、川南の代表的な事業となっており、町外の方の利用も顕著であるとのこととです。送料助成金の一番多い部門が、青果類です。この助成金は、個人農家も送料無料事業所となっていることから、いわゆる庭売り直売が増え、卸業者などの手数料などを支払わずに済むことから、利益率が高く、農家の方も大変ありがたいと言われる声があるようです。当初この事業はコロナ交付金などを活用しておりましたが、令和5年度は、ふるさと振興基金から繰入しています。

委員からの意見では、年間6000万円を超える事業費が継続的に続けることができるのか。長くやればなるほど、やめられなくなるのではないかと。川南独自の助成金としてずっと継続してほしい。いきなりこの助成金がなくなることがないように、1年でも長く続けてられるために、1事業者の取扱い件数を制限することや、一定の手数料を送り主に負担してもらうことも必要ではないかとの意見がありました。

総務課です。

防犯灯管理委託については、10年契約は長すぎるのではないかと、敏速に対応できない事例も聞く。なぜ町外事業者なのかなど意見がありました。

建設課です。

町道管理については、全長460キロにも及ぶものです。道路の管理や要望があれば、優先

順位はありますが、町民の皆様が直接担当課に連絡していただくことで調査するとのこと。また、危険と思われる箇所については、早急に連絡いただきたいとのこと。

まちづくり課です。

川南駅駐車場改修事業に伴う土地の購入は、J R九州より1409.39平方メートルを購入し、986万5730円になっておりますが、現在皆様のわかる駐車場となっているところ、車が置いてあるところの土地と駐輪場はまだ県の所有になっております。今後この土地の購入も必要になってくるとの説明でした。

福祉課です。

子ども医療費助成事業は、18歳までの医療費は、これまでの医療機関での窓口負担1,000円が令和5年度から完全無償となり、令和4年度4494万4776円から約2,100万円増額の6588万5546円と、医療費が大幅に増加しています。

教育課です。

給食費については、無償化したことで、9月から3月の7ヶ月で小・中学校合わせ、4634万5000円となっており、単純に月平均いたしますと662万円となっております。ふるさと納税も今後は不透明であります。基金を有効に使いながら、一方で住民の声などを聞き、この町にあった事業の新規はもちろん、継続的な助成金など、町長をはじめ職員の皆様にアンテナを張って、国や県に対し予算獲得に一層励んでいただきたいと思います。

以上報告終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員長（中村 昭人議員） それでは、認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について御報告をいたします。

国民健康保険事業特別会計についてです。

歳入の決算額は23億1475万2765円となっております。

まず、税務課関連の主な歳出は、国民健康保険税は、収入済額3億9210万6354円、前年度より2884万4608円、6.85%の減となっております。説明では、令和5年度に税率を引き上げたが、基礎控除分の総所得金額が減少したことが要因であるとのこと。一般被保険者国民健康保険税は、収入済額が3億9210万6354円、前年度と比べ2853万4408円、6.78%の減、滞納繰越金については年々減少している状況です。一般被保険者延滞金は73万6100円、雑入では1万5000円となっております。

歳出の決算額は22億9106万6733円で、歳出の主なものでは、賦課徴収費の支出済額130万4121円で、前年度と比べ19万5916円、17.68%の増、一般被保険者保険税還付金では105万9900円で、前年度と比べ49万1300円、31.67%の減となっております。不納欠損、令和5年度で701万1627円が多くなっている理由については、差し押さえなどを行い、換価できるものは

現金に換えているが、執行停止での欠損が増えていることから、やはりこのコロナ禍で生活が苦しくなっていることも推察されたとの説明でした。

町民健康課関連では、主な歳入について、特別交付金5121万6261円のうち、保険者努力支援分1729万3000円は、ジェネリック医薬品の使用割合向上の点数によるものですが、昨年と比べ122万円の減、一般会計より繰り入れる保険基盤安定繰入金 1 億2123万1905円のうち、保険税軽減分7806万1090円は、720万9000円の増、保険運営基金繰入金7553万2000円は、280万円の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費のうち療養給付費負担金13億588万1559円は、町から国保連合会へ支払うものですが、65歳から75歳までの前期高齢者の 1 件当たりの医療費が増加傾向にあります。療養費負担金832万4503円は、針、あんまマッサージの受診をされている方への給付ですが、昨年度より件数が238件増えております。また、高額医療費負担金 2 億3478万6962円は、5173万9787円の増で、これは入院件数が83件増えたことによるものです。

出産育児一時金448万7100円については、136万7040円の減で、昨年度より国保被保険者の出産が 6 件減少し、 9 件となったためであります。特定健康診査等事業費のうち、委託料1841万1063円は、特定健診等の実績によるものです。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

年度末の被保険者数は、令和 4 年度は2,732人令和 5 年度は2,800人です。歳入の決算額は 2 億2273万3474円で、歳入の主なものは、保険料の普通徴収が4210万8417円で、687人、特別徴収が 1 億332万100円で、2,700人であります。滞納繰越額は18万7900円、そのうち収入済額12万5500円、不納欠損額が 2 万4400円、収入済額が 3 万8000円です。繰入金は、一般会計から6935万9197円で、保険基盤安定繰入金が226万円の増となっており、保険料軽減対象者は 7 割軽減が1,636人、 5 割軽減が386人、 2 割軽減が232人です。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合負担金 2 億1136万8197円で、昨年度より1192万9366円の増であります。原則では、年金より天引きし、または口座引き落としなどにより納めていただいたものを広域連合に納付するものです。

次に、介護認定審査会特別会計についてですが、これは都農町と合同設置を行い、お互いに負担金を出して運営をしているものです。

歳入の決算額は720万4324円で、歳入の主なものでは、介護保険特別会計からの繰入金700万円、繰越金は、令和 4 年度の精算分で20万4285円です。

歳出の決算額は688万2150円で、歳出の主なものでは、介護認定審査会委員報酬370万5000円で、 1 回の審査会に 1 万5000円の報酬を支払っています。審査会の開催は50回、延べ委員数は247名です。また、会計年度任用職員を 1 名雇用し、192万8640円の報酬と38万2180円の期末手当となっています。

次に、介護保険特別会計についてです。

歳入の決算額は17億5126万9252円で、歳入の主なものでは、第1号被保険者保険料、現年度分の特別徴収は3億836万151円で、徴収率は100%、普通徴収は2164万9510円で、徴収率は99.21%、滞納繰越分は175万1515円で、徴収率は70.45%です。

介護保険給付費負担金は、現年度分の国費負担金が2億8411万894円で、県費負担金が2億2015万200円、町費負担金が1億8868万円となっています。

介護給付費交付金では現年度分が4億133万9000円で、これは40歳以上65歳未満の医療保険者からの徴収分を財源として市町村に交付されるものです。

その他一般会計繰入金のうち、事務費繰入金は、2130万円、公費により低所得者の介護保険料軽減を図る国保料負担軽減繰入金は2895万9400円となっています。

歳出の決算額は16億9484万6664円で、歳出の主なものでは、会計年度任用職員報酬769万5956円、期末手当149万5171円は、介護認定調査員4名分です。

居宅介護サービス給付費負担金5億3946万7104円は、訪問通所サービスなどの生活介護に対する給付で、延べ件数は年間8,398件、地域密着型介護サービス給付費負担金2億7319万4329円は、グループホームなどが実施する介護サービスへの給付金で、延べ件数は年間1,327件、施設介護サービス給付費負担金4億7592万9367円は、介護老人福祉施設、介護老人施設サービスへの給付金で、延べ件数は年間1,789件となっています。

居宅介護住宅改修費負担金は337万384円で、要介護認定者が手すりや段差の解消など、住宅改修にするための負担金です。支給限度額は20万円で、自己負担は1割から3割、令和5年度は36件でした。

地域包括支援センター運営委託料は2382万9000円で、社会福祉協議会へ委託、訪問給食サービス事業委託料は1985万3736円で、独り暮らしの老人の食生活の向上と安否確認を行う事業で、社会福祉協議会に委託をしていますが、令和5年度の実績は1万5785食で、利用者は62名、1食当たり400円が本人負担となっています。

介護予防教室委託料376万円は、株式会社サン・フューチャー・クリエイトに元気アップ事業を委託しているものです。利用状況については、令和5年の登録者数は60人、延べ回数は年間1,880回とのことです。

返還金3318万9858円は、概算でいただいていた介護事業費を精算により、国、県、基金、都農町へ返還するものです。

次に、下水道事業特別会計についてです。

この決算は、令和6年4月1日より、地方公営企業法の適用とするため、令和6年3月31日までの打ち切り決算となっています。業務状況ですが、加入人口は2,558人、加入率は76.3%です。

歳入の決算額は1億6048万9248円で、歳入の主なものでは、下水道使用料4384万8887円で、徴収率は89.9%、収入未済額が増えているのは、打ち切り決算となっていることによるもの

です。

一般会計繰入金からの繰入金は1億792万円で、前年度からの繰越金は842万969円となっています。

歳出の決算額は1億2594万7413円で、歳出の主なものでは、下水道事業費が6315万7913円で、これは前年度比12.8%増となっていますが、工事請負費が増加したことによるものです。工事請負は汚泥脱水機整備工事2475万円、分譲地内下水管布設工事74万8000円となっています。

公債費は6278万9500円で、前年度比16.6%減となっていますが、打ち切り決算の日が日曜日だったため、引継ぎ債務が1355万68円あります。なお、公営企業会計への引継ぎ債務は1836万9970円です。下水道の加入人口は微増しているが、事業区域は今後の拡大予定はないとの説明です。

次に、漁業集落排水事業特別会計についてです。こちらもち打ち切り決算となっています。

歳入の決算額は1947万8371円で、歳入の主なものでは、使用料798万7205円で、前年度比11%減、徴収率は90%となっています。

一般会計繰入金は733万3000円、繰越金は415万8080円であります。

歳出の決算額は859万3597円で、歳出の主なものでは、漁業集落排水施設整備事業859万3597円で、一般会計繰出金がないこと、打ち切り決算による引継ぎ債務が151万985円あることで、昨年度より37.5%減となっています。

工事請負は143万4400円で、通浜浄化センター動力制御盤機器改修工事を行っています。

なお、公営企業への引き継ぎ債務は151万8905円になります。漁業集落排水区域は、人口減少スピードが他のところより早く、今後の加入についての見込みは薄い状況にあります。施設の保守点検を行い、施設を長く安定しながら使用することに努めるものです。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計についてです。

この特別会計は、西都児湯行政不服審査会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成28年度より川南町他6市町村の負担により設置されたものです。

歳入の決算額は28万96円で、歳入の主なものでは、川南町以外の関係団体負担金4万7000円、その他一般会計繰入金10万8000円です。10万8000円は、審査発生時の事務費10万円と、川南町の負担金8,000円であります。

歳出の主なものは、他の関係団体への返還金2万1446円と一般会計繰出金10万3650円で、事務費と川南町負担金分を精算に基づき、一般会計へ繰り出したものです。令和5年度の審査件数は0件でした。

次に尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計についてです。

この特別会計は、国営土地改良事業で整備した畑地かんがい用水を関連県営事業が完了するまでの間、現時点では令和9年度完了予定ですが、暫定的に畜産用水として利用するため、

平成28年より設置しております。

歳入の決算額は591万8213円で、歳入の主なものは、使用料415万3545円で、給水件数は4月から10月までは22件、11月から3月までは21件、使用水量は7万5519立方メートルの使用量です。徴収率は100%になっています。

歳出の決算額は454万7978円で、歳出の主なものは、使用料及び賃借料のダム用水使用量357万1998円で、尾鈴土地改良区連合への毎月の使用水量に応じて支払いを行っているものです。

次に、電子地域通貨事業特別会計についてです。

歳入の決算額は4億9555万3807円で、主な歳入は、利用者のチャージ分であります。地域通貨販売収入3億8114万5234円、総務費事業収入として、県外からの移住者支援助成金150万円、定住促進持家取得助成金420万円、商工費事業収入として、県市町村連携プレミアム付商品券等発行事業助成金3240万円、第1弾の物価高騰対策プレミアム付商品券等発行事業助成金3114万8000円、第2弾の物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業助成金として852万1800円であります。

歳出の決算額は3億7972万5041円で、歳出の主なものは、各加盟店舗への支払い分3億7884万3930円であります。

一般会計繰出金88万1111円は失効ポイント分になります。意見として、現在は最速の期間で、加盟店への支払いを行っているということだが、加盟店の中には、いち早い現金化を望む声があることも理解をしてほしいとの意見もありました。

以上、令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査調査の上、採決を行った結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定について御報告をいたします。

令和6年3月31日現在の給水戸数は6,603戸、給水人口1万4035人であります。有収率は71.3%です。

資本的収入及び支出ですが、収入4922万4585円に対し、支出は1億9271万9474円です。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4349万4889円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1102万1440円、過年度損益勘定留保資金6万7661円、当年度損益勘定留保資金9240万5788円、減債積立金4000万円で補填しております。

資本的支出のうち、建設改良で行った工事は8件であります。

本事業の売上を示す営業収益は前年比1.4%減の3億3158万6526円で例年並みでしたが、営業費用は11.4%増、2億9490万5859円でした。原因として、資産減耗費が394.9%増の3459万2525円となったことによるものです。水道料金に影響は出ないのかとの問いに、固定資産の棚卸を行ったところ、除却が足りていないことがわかった。その分が減益になったもので、水道料金への影響があるものではない。しかし、浄水場など施設の老朽化が進み、不具合が

増えてきていることから、将来は耐震化などの必要性があると考えます。今は大丈夫だが、将来は大きな投資が出たときには料金の値上げも考えられるとの説明でした。

未処分利益剰余金については、令和5年度の純利益及びその他の未処分利益剰余金変動額で9745万6022円となっていますが、条例により補填財源として使用した減債積立金4000万円分を資本金へ組み入れ、残りの5745万6022円を建設改良積立金へ積み立てを行います。意見として、不具合が出る前に、機械類の早めの更新、災害時の想定外を考慮した新たな水源の確保といった声もありましたが、令和5年度川南町水道事業会計決算認定について、慎重な審査調査の上、採決を行った結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論、採決は案件ごとに行います。

これから認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19「同意第1号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ですがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成、反対 同数 ）

以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

同意第1号教育委員会委員の任命については、議長は同意しないことに決定します。

しばらく休憩します。

午後5時08分休憩

午後 5 時08分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで議事日程についてお諮りします。

ただいま町長から同意第2号副町長の選任について、以上1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題とし、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 5 時09分休憩

.....

午後 5 時10分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

追加日程第2「同意第2号副町長の選任について」、以上、本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 提案理由、同意第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、副町長として泉大介氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

泉氏は、平成11年4月に宮崎県に入庁し、農業経済課を皮切りに、人事課、工業支援課等を経験され、平成26年には東京事務所、平成29年には財政課、令和3年には財政課主幹として財政企画を担当いたしました。

直近では、福祉保健課の課長補佐として、福祉、自殺対策を担当し、県の行財政推進に尽力されております。

経歴、人格、識見ともに優れており、また、とても誠実であり、温厚な方であり、副町長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

追加日程第2「同意第2号副町長の選任について」本案は人事に関する案件でありますか

ら、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、質疑討論を省略して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成、反対 同数 ）

以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長は本案に対して裁決します。

議長は、同意第2号副町長の選任については、議長は同意しないことに決定します。

しばらく休憩します。

午後5時15分休憩

.....

午後5時15分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

日程第20「川南都農衛生組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

川南都農衛生組合議員に河野禎明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました河野禎明議員を川南都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました河野禎明議員が川南都農衛生組合員議員に当選されました。

ただいま川南都農衛生組合員議員に当選されました河野禎明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

承認されたものと認めます。

日程第21「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うということに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に河野禎明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました河野禎明議員を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました河野禎明議員が、西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました河野禎明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

日程第22「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をしました。

日程第23「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしでいいですかね。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第24「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第3回川南町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

午後5時19分終了

.....